

令和8年3月27日
港湾局産業港湾課

**「港湾における水素・アンモニアの受入環境整備に係るガイドライン」を策定しました
～港湾における水素等受入拠点の形成に係る検討を支援～**

この度、国土交通省港湾局では、水素・アンモニア等の受入環境の整備を促進するため、有識者等を含めた検討会を設置し、「港湾における水素・アンモニアの受入環境整備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、今後、港湾において水素等を輸入するための受入環境の整備等が促進されることが見込まれます。
- 一方、限られた港湾空間において、将来求められる物流等の港湾機能とも調和させながら、その受入環境を整備する必要があり、港湾計画との整合や既存ストックの有効活用への配慮も求められています。
- 本ガイドラインは、港湾管理者や民間事業者が港湾における水素等の受入拠点形成に向けて、港湾計画の変更や実際の施設整備を行うにあたっての一助とすることを目的に、安全かつ効率的な施設配置を検討する際の留意点を、運用面も考慮しつつ整理したものです。
- 構成は以下のとおりです。

【ガイドラインの構成】（詳細は添付のとおり）

1. ガイドラインの位置づけ
2. 港湾における水素等の受入環境整備に関する法令等
3. 水素等の特性
4. 水素等の受入拠点において想定される港湾施設の利用方法
5. 施設配置の検討における留意点

[参考]

- ・ 港湾における水素・アンモニアの受入環境整備に係るガイドライン
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000054.html
- ・ 港湾における水素等の受入環境整備に向けた検討会 開催状況
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000063.html

【問い合わせ先】 港湾局 産業港湾課 河内、町田、鎗丸
(代表) 03-5253-8111 [内線] 46415、46432、46434 (直通) 03-5253-8672